

第57回岩手中部広域行政組合議会定例会会議録

目 次

令和2年2月7日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局職員出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
仮議長の選任を議長に委任することについて	2
現金出納検査等の報告	3
管理者の施政方針	3
報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する 専決処分について	4
議案第1号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について	4
議案第2号 岩手中部広域行政組合地域振興施設条例の一部を改正する条例	4
議案第3号 令和2年度岩手中部広域行政組合一般会計予算	6
議案第4号 令和元年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	8
発議案第1号 岩手中部広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則	10
閉 会	12

第57回岩手中部広域行政組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和2年2月7日（金）午後4時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 第4 現金出納検査等の報告
- 第5 管理者の施政方針
- 第6 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- 第7 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について
- 第8 議案第2号 岩手中部広域行政組合地域振興施設条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第3号 令和2年度岩手中部広域行政組合一般会計予算
- 第10 議案第4号 令和元年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 第11 発議案第1号 岩手中部広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

1番	伊藤盛幸君	2番	佐藤明君
4番	昆野将之君	5番	高橋孝二君
6番	新田勝見君	7番	照井文雄君
8番	瀧本孝一君	9番	高橋宏君
10番	早川久衛君	11番	星敦子君

欠席議員（1名）

3番 伊藤源康君

説明のため出席した者

管理者	北上市長	高橋敏彦君
副管理者	花巻市長	上田東一君
副管理者	遠野市長	本田敏秋君
副管理者	西和賀町長	細井洋行君
副管理者	北上市副市長	及川義明君
参事兼事務局長		高橋昌弘君
主幹兼事務局次長		藤井淳君
主幹兼事務局次長		昆精寿君

会 計 管 理 者 藤 原 和 恵 君
監 査 委 員 清 水 正 士 君

関係市町出席者

花 巻 市 市 民 生 活 部 長 布 臺 一 郎 君
北 上 市 生 活 環 境 部 長 齋 藤 賢 也 君
遠 野 市 環 境 整 備 部 長 奥 寺 国 博 君
西 和 賀 町 町 民 課 長 小 松 重 貴 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 高 橋 昌 弘 君
事 務 局 次 長 藤 井 淳 君
事 務 局 次 長 昆 精 寿 君
主 査 藤 村 竜 也 君
主 事 中 杉 早 希 君

午後4時00分 開 会・開 議

○議 長（星 敦子君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより第57回岩手中部広域行政組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第1号によって進めます。

○議 長（星 敦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、4番昆野将之議員、5番高橋孝二議員を指名いたします。

○議 長（星 敦子君） 日程第2、会期期間の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議 長（星 敦子君） 日程第3、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題といたします。

お諮りいたします。伊藤源康副議長が都合により本定例会を欠席のため、地方自治法第106条第3項の規定により、今定例会の会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

本日の仮議長に6番新田勝見議員を指名いたします。新田議員、よろしく願います。

-
- 議長（星 敦子君） 日程第4、現金出納検査等の報告を行います。
報告書の朗読を省略し、これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。
-

○議長（星 敦子君） 日程第5、管理者の施政方針について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者（高橋敏彦君） 第57回岩手中部広域行政組合議会定例会の開会に当たり、令和元年度の業務状況及び令和2年度に向けた所信の一端を申し上げ、議員各位並びに関係市町の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和元年度のこれまでの業務状況について申し上げます。岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターは、本格運用から5年目に入りましたが、環境基準を遵守し、安全、安心を第一に心がけ、これまで事故もなく安定した運営を行ってまいりました。今後も、地域との信頼関係を保ち、引き続き運営を行ってまいります。

なお、今年度上半期に増加傾向でありましたごみの搬入量は、下半期に入ってからは一転して落ち着きを見せ、4月から12月までのトータルで前年度比99.85%と、ほぼ前年度並にまで下がってきております。今後も、構成市町と協力して、ごみ発生量抑制に取り組んでまいります。

地域振興施設クリーンドームは、昨年4月に供用を開始しましたが、12月末までに件数では238件、利用者数で延べ6,400人と、地域の皆様を初め多くの方々に御利用いただいております。

次に、令和2年度の特徴的な取組として2点申し上げます。まず、不燃ごみ処理施設の建設についてであります。当該施設を対象に平成27年3月に策定した一般廃棄物処理施設基本計画の改定などの作業に入りたいと存じます。これまでの計画では、不燃ごみ処理施設単体の整備のみを計画策定しておりましたが、これだけでは中部広域圏全体でスケールメリットが発揮できるか判断できないことから、今回の改定作業では直近及び今後の不燃ごみ排出量予測から導かれる不燃ごみ処理施設の規模を基により精査した建設費を算出するほか、中継施設の必要性の有無なども併せて検討し、構成市町ごとの長期にわたる負担額も試算いたします。これにより組合としては、不燃ごみ処理施設の建設着手の最終判断を構成市町との協議により来年度内に行いたいと考えております。

2点目として、地域振興施設クリーンドームに指定管理者制度導入の準備を進めます。平成29年3月に策定した岩手中部クリーンセンター地域振興施設整備基本計画では施設の管理は組合が直営で行うとありましたが、利用件数が予想以上に多く、組合事務局の事務負担が増しております。また、当該計画の基本方針には地域に密着した健康づくりの拠点や新たな地域の交流拠点とありますが、これらを実現するためには指定管理者制度を導入して、地域の方々に主体的に管理運営を担っていただくことのほうが、地域振興施設の名前にふさわしい運営ができるものと考えております。

終わりに、この場をお借りし、本年3月末をもって任期を迎えられます星議長を初め北上市選出の組合議員の皆様に対し、これまで本組合事業への御指導と御協力を頂きましたことに心から感謝申し上げますとともに、引き続き本組合並びに地域発展のため御活躍されます

ことを御祈念申し上げます。

以上、業務の報告と所信の一端を述べさせていただきましたが、議員各位並びに関係市町の皆様にはこれまでの御指導と御協力に感謝いたしますとともに、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

○議長（星 敦子君） 日程第6、報告第1号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに報告書の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました報告第1号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について御説明申し上げます。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を構成する自治体の数が減少し、同組合同規約の一部を変更することの協議があったことから、地方自治法第180条第1項の規定及び平成15年2月19日に開催された岩手中部広域行政組合定例会において議決された議会の委任による管理者の専決処分事項の指定に基づき令和元年11月25日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（星 敦子君） 日程第7、議案第1号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました議案第1号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について、提案の理由を申し上げます。

この議案は、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散し岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、岩手県市町村総合事務組合に納入した退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行おうとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（星 敦子君） 日程第8、議案第2号岩手中部広域行政組合地域振興施設条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました議案第2号岩手中部広域行政組合地域振興施設条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地域振興施設クリーンドームに指定管理者制度を導入するほか、所要の改正をしようとするものであります。

平成29年3月に策定した岩手中部クリーンセンター地域振興施設整備基本計画では組合が直営で管理することとされていましたが、想定より多くの方々に御利用いただいております。組合事務局の業務量が著しいことから、指定管理者制度を導入して低減を図ろうとするものであります。

なお、当該基本計画において管理業務の一部は地域に委託するとされていることから、指定管理者の選定に当たりましては、地域に密着した施設の運営が図られることを考慮し、公募せずに、和賀藤根地域の関係者との協議の中で候補者の選定を進めてまいりたいと考えております。

改正する条例の主な規定内容ですが、改正後の第17条では指定管理者の指定の手続、第18条では指定管理者の指定等の告示、第19条では指定管理者の管理の基準、第20条では指定管理者に使用の許可、不許可や施設管理の権限などを付与すること、第21条では指定管理者に対して使用状況や管理経費の収支状況等を組合に報告することを義務づけております。

また、できる規定として改正後の第14条に、条例の範囲内において指定管理者が独自に利用料金を定め、自ら収受することができる利用料金制度の採用も可能としております。この場合は、利用料金を管理費等に即充当することが可能であることから、指定管理者の判断で施設の管理運営に迅速に資金対応できるといった効果が期待できるものであります。

そのほか、第11条及び第12条に規定する使用料の徴収方法について、北上市の例に倣い文言等を整備し規定の一部を別表に移行しておりますが、利用料金制度を採用した際にはこれら整理した内容も含め使用料の規定は利用料金に読み替えて適用されることとなります。

なお、施行日については令和3年4月1日からとするものでありますが、指定管理者の指定等の準備の手続は施行日前においても行えるものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。高橋孝二議員。

○5番（高橋孝二君） 具体的な予算計上とか数字はこれからだと思えますけれども、現段階で幾らぐらいというふうに見込んでいるのでしょうか、指定管理料。

○議長（星 敦子君） 事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） お答えいたします。

今現在施設管理委託料は来年度の予算等を御覧になっていただくと分かるのですが、大体550万円程度というふうには考えておりますが、これにつきましては今まで私どもで直営でやっていた部分もございまして、したがって、これにつきましては地域と協議をしながら進めてまいりたいなと思っておりますのでございます。

なお、令和元年度分の決算、まだ当然ながら終わっておりません。したがって、私どももののほうの資料でお渡ししているかと思っておりますが、債務負担行為、こういったものが10月に定例会という形でたしか記載させていただいていると思っておりますが、それまでには大体数字を

お出しして議決を賜った上で最終的に指定管理者を指定したいというふうに考えているところでございます。

○議長（星 敦子君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号岩手中部広域行政組合地域振興施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（星 敦子君） 日程第9、議案第3号令和2年度岩手中部広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました議案第3号令和2年度岩手中部広域行政組合一般会計予算について、提案の理由を申し上げます。

初めに、予算の編成方針について申し上げます。先ほど管理者が施政方針で述べましたが、特にも懸案となっております不燃ごみ処理施設の建設に関する計画として、一般廃棄物処理施設基本計画の改定のほか、循環型社会形成推進地域計画の策定に重点を置き編成しております。

これらの行政計画では、不燃ごみ処理施設の規模、建設費と後年度の運営費を試算するほか、併せて構成市町ごとに不燃ごみ処理施設建設後の廃棄物の収集運搬体制の検討と、それに伴う個々の自治体の財政上の負担の試算も行うこととしております。

次に、歳入歳出予算の総額は5億6,760万9,000円とし、債務負担行為3件を定めようとするものであります。

以下、第1表、歳入歳出予算を説明申し上げます。

予算書2ページ、3ページを御覧ください。歳入につきましては、1款負担金に2億8,284万6,000円、2款使用料及び手数料に2億8,475万8,000円、3款財産収入に2,000円、4款繰越金に整理科目として1,000円、5款諸収入に2,000円をそれぞれ計上してございます。

歳出につきましては、1款議会費に124万1,000円、2款総務費に6,624万7,000円、3款衛生費に3億6,569万5,000円、4款公債費に1億2,442万6,000円、5款予備費に1,000万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳入歳出予算の詳細について予算に関する説明書に基づき御説明を申し上げます。また、併せて別添資料の令和2年度岩手中部広域行政組合当初予算見積総括表も参考に御覧ください。

初めに、歳出から御説明いたします。予算書は14ページからになります。

1款議会費は、議会議員報酬及び議会運営に係る費用で、前年度に比べ4万円の増額となっておりますが、これは消費税税率の増分に対応するものであります。

2款総務費ですが、1項総務管理費は特別職の職員、構成市からの派遣職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、事務局の運営費や組合が直接管理運営する財産の管理費用として

6,058万4,000円、2項監査委員費は監査委員事務局の運営に係る経費として16万3,000円、3項地域振興費はクリーンドームの管理運営費用として550万円を計上しましたが、前年度に比べ総務管理費だけで337万2,000円、総務費全体で369万2,000円の増額となっております。増額の主な理由は、構成市からの派遣職員の人件費負担分が増額になったこと、またクリーンセンターに隣接する未利用地の刈払い委託料が人件費の高騰により増額せざるを得なくなったことなどによるものであります。

なお、地域振興施設クリーンドームについては、実際の稼働時間、利用件数ともにオープン前の見通しを大幅に超えるものであったことから施設管理業務委託料等を増額しておりますが、逆に光熱水費が当初の見込みより抑えることができる見通しであったことから、32万4,000円の増額にとどめたところであります。

3款衛生費ですが、組合プロパー職員の人件費、新たに不燃ごみ処理施設建設に伴う一般廃棄物処理施設基本計画策定業務委託料及び循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料を計上したほか、クリーンセンターや遠野中継センターの管理運営経費を計上しております。前年度に比べ650万円の増額となっておりますが、この主な理由は焼却灰の主灰を再資源化するためのセメント資源化業務委託料の増額です。運用開始から5年目を迎える遠野中継センターの施設の点検整備費の増額、運搬用20トンパッカー車3台の夏タイヤ交換などの費用を計上したことによるものであります。

なお、セメント資源化業務委託料の増額の理由であります。焼却後の主灰の発生率が今年度になってから高くなってきており、資源化に回す量が多くなってきていることによるもののほか、クリーンセンターのピット内に貯留されている未焼却ごみ処理を促進し、災害廃棄物発生時においても速やかに受入れができるよう貯留量を減らすため主灰の量が増えることも原因の一つであります。

4款公債費ですが、地域振興施設クリーンドームの建設に伴う起債償還が始まることから、償還元金が前年度より1,533万3,000円多い1億1,929万1,000円、償還利子が前年度より95万8,000円少ない513万5,000円となっております。

5款予備費は、前年度と同額を計上しています。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書は10ページからになります。

1款1項負担金のうち1目総務費負担金は9,113万円で、前年度に比して449万2,000円の増額となっておりますが、これは歳出の総務費と衛生費に計上している職員人件費の増額が主な理由であります。2目公債費負担金は9,261万1,000円で、前年度に比して1,854万4,000円の増額となっておりますが、これは歳出の償還元金の増額が主な理由であります。3目運営費負担金は9,910万5,000円で、前年度に比して878万9,000円の増額となっておりますが、この主な理由はクリーンセンター及び遠野中継センターの運営費を増額したほか、運営費に充当するごみ処理手数料が減額になることから、結果、負担金が増額となるものであります。

2款使用料及び手数料、1項使用料は、地域振興施設クリーンドームの使用料であり、予算は25万円で、前年度と比して7万4,000円の増額となっております。令和元年度の収入見通しとしては補正予算で50万円を見込んでおりますが、今年4月に北上市に類似施設として北部交流館が運用を開始し、利用者の一部が当該施設に流れることが予想されることから、今年度の見込みの半額を計上したものであります。

2項手数料は、クリーンセンターへのごみ搬入量が減少することが見込まれることから、

前年度に比して535万9,000円減額の2億8,450万8,000円を計上しております。

3款財産収入の2,000円は、クリーンドームに自動販売機を来年度設置することとしていることから、その貸付収入を計上したものであります。

5款諸収入のうち2項雑入は、前年度に比して193万3,000円の減額となっておりますが、これは奥州金ヶ崎行政事務組合からの廃棄物受入れ終了に伴い、結果減額となったものであります。

次に、第2表債務負担行為であります。予算書4ページを御覧ください。事務局内で使用するパソコン、コピー機のリース契約及び施設の機械警備業務委託契約が終了することから、同様の新たな長期継続契約を予定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。最初に、第1表歳入歳出予算の歳入から款を追って進めます。御質問の際はページ番号を述べていただいてから御質問をお願いいたします。歳入、1款負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 2款使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 3款財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 4款繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 5款諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。1款議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 2款総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 3款衛生費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 4款公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 5款予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 以上で歳出を終わります。

次に、第2表の債務負担行為に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 以上で債務負担行為を終わります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号令和2年度岩手中部広域行政組合一般会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（星 敦子君） 日程第10、議案第4号令和元年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） ただいま上程になりました議案第4号令和元年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定、精査に伴う増額、減額に対応するため、所要の事務事業に

ついて補正しようとするものであります。

補正の額は、歳入歳出それぞれ136万3,000円を増額し、予算の総額を5億4,436万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出からご説明いたします。予算書は10ページからになります。1款議会費は53万7,000円の減額となっておりますが、これは行政視察を実施しないこととしたことによるものであります。

2款総務費は146万円の増額となっておりますが、これは事業費確定に伴う減額があるものの、構成市から当組合に派遣されている職員の人件費負担金の増額がそれ以上に多かったことから、全体で増額となったものであります。

3款衛生費は381万2,000円の増額となっておりますが、これはセメント資源化業務委託料が1,040万円の増額となり、ここから事業費確定に伴う差額を差し引いてもなお増額となるものであります。

4款公債費は337万2,000円の減額となっておりますが、これは昨年度の地域振興施設整備事業組合債の起債額が予定額より少なかったことから、償還元金及び償還利子が当初の試算より減額になったことによるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は4ページからになります。1款1項負担金ですが、1目総務費負担金は3,904万円の減額となっております。これは、派遣職員の人件費負担金が増えたものの、前年度繰越金を一部充当したほか、事業費確定に伴う減額があったことにより、総務費負担金全体が減額となったものであります。3目公債費負担金は271万4,000円の減額となっておりますが、これは歳出の公債費の減額が主な理由であります。4目運営費負担金は117万8,000円の増額となっておりますが、これは歳出の衛生費の増額が主な理由であります。なお、公債費負担金及び運営費負担金の算定に当たっては前年度繰越金やごみ処理手数料を先に事業費に充当し、充当後の残額が実際の負担額となるものであります。

3款繰越金については、平成30年度一般会計決算における歳入歳出差引残高が発生したことから、4,554万8,000円を追加して4,554万9,000円とするものであります。

4款諸収入の193万3,000円の減額は、当初予定していたごみの受託処理が無くなったことによるものであります。

6款使用料及び手数料は167万6,000円の減額となっておりますが、これは地域振興施設クリーンドームの使用料について使用状況を基に精査した結果32万4,000円を増額したものの、逆にクリーンセンターへのごみの搬入量が想定より減っていることからごみ処理手数料を200万円減額したことにより、6款の合計が減額となったものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。高橋孝二議員。

○5番（高橋孝二君） 13ページですけれども、歳出の中の衛生費です。先ほどの説明で、増えたのはセメント資源化業務委託料の関係ですという説明だろうと思います。当初からセメント資源化ということでは、ちょっと私間違っていれば訂正してください。塩素をどれだけ取り除くかということが非常に大きな現実的な問題だと言われておりましたので、今回はまだそんなに大きな金額でないのですけれども、現在稼働している機械と、これからの見通しでどんどん、どんどんそういったものが増えていくということはないのか、それから塩素

対策が進むのかどうかということをお願いいたします。

○議長（星 敦子君） 事務局長。

○参事兼事務局長（高橋昌弘君） お答えいたします。

セメント資源化委託料の件でございます。これについては、確かに今年度に至ってから発生量が多くなってございます。実はこの原因まだつかめておりません。運営会社でありますSPCのほうと私どもで今協議をさせていただいております。現在調査中でございます。原因が分かればある程度対応の仕方もあるかなと思っておりますが、もうしばらくお時間を頂きたいなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（星 敦子君） ほかにございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号令和元年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（星 敦子君） 日程第11、発議案第1号岩手中部広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。6番新田勝見議員。

○6番（新田勝見君） ただいま上程になりました発議案第1号岩手中部広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

平成20年6月に議会活動の範囲の明確化を図ることを趣旨とした地方自治法の一部改正がなされ、地方議会ではそれぞれの会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるようになったものであります。

岩手県をはじめ当組合を構成する自治体や岩手中部圏域に関係する一部事務組合、企業団においても、既に法改正の趣旨にのっとり議会の会議規則の改正が行われ、議会全員協議会が規定されてきていることから、当組合議会においても議会全員協議会を正規の議会活動として会議規則に規定しようとするものであります。

施行期日であります。本規則は公布の日から施行しようとするものであります。

何とぞ原案のとおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明といたします。

○議長（星 敦子君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 敦子君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号岩手中部広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則を採決い

たします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（星 敦子君） 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午後4時39分 休 憩

午後4時40分 再 開

○仮議長（新田勝見君） 再開いたします。

ここで議長から発言を求められておりますので、これを許します。11番星 敦子議長。
（議長 星 敦子君 登壇）

○議長（星 敦子君） 私のほうから一言御礼方御挨拶を申し上げさせていただきます。
まずもって貴重な時間の中発言の機会をお許しいただき、心から御礼を申し上げます。

平成28年5月に当組合の議長に就任いたしまして、微力ではありましたが、組合議員各位、そして管理者をはじめ構成市町の皆様や事務局職員の方々からの御支援、御協力を頂きながら、円滑な議会運営ができましたことに深く感謝を申し上げます。

振り返りますと、議長就任後の4年間は岩手中部クリーンセンター周辺の地域住民及び勤労者等の心身の健康の増進に寄与するため、地域振興施設クリードームの建設、運用開始に当組合とともに議会として取り組んでまいりました。平成30年5月臨時会に地域振興施設整備新築建築工事の請負契約の締結の議決、続く10月定例会においては地域振興施設条例を可決する等を経て、同年12月末に完成を迎えたところであります。昨年2月に行われました落成式、落成祝賀会において、施設の愛称であるクリーンドームの披露や地元フットサルチームのエキシビジョンマッチが行われる等、地域の方々とともに完成を祝うことができました。同年4月からは本格運用が開始され、順調に利用されているとお聞きしており、安堵しているところでございます。

今定例会におきまして地域振興施設条例の一部改正条例が可決されたところですが、今回の改正は令和3年4月からの指定管理者による運用開始に向け進めるものであり、より地域の方々が使いやすい運営形態となることが期待されます。

今後は、長年の当組合の課題となっている不燃ごみ処理施設の建設に向け、引き続き皆様の御尽力を御期待申し上げますとともに、一般廃棄物処理施設の安全な運転を第一として周辺環境の保全に努められ、岩手中部の皆様から信頼される組合として管理運営に臨まれることを心から願うものであります。

最後に、申し上げるまでもなく、当組合施設は構成市町の住民生活に密着した業務を担っております。また、環境政策の大きな責任を担っていることから、住民が安心して暮らしていただけるよう組合運営に努められますとともに、今後の組合の充実発展と関係各位の御健勝並びに御活躍を御祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○仮議長（新田勝見君） 暫時休憩いたします。

午後4時43分 休 憩

午後4時44分 再 開

○議 長（星 敦子君） 再開いたします。

○議 長（星 敦子君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第57回岩手中部広域行政組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 4 時 45 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部広域行政組合議会議長 星 敦 子

岩手中部広域行政組合議会議員 昆 野 将 之

岩手中部広域行政組合議会議員 高 橋 孝 二